

# 神栖市運動施設専用利用申請について

令和5年5月  
神栖市海浜運動公園

## 1 利用申請方法

神栖市運動施設のうち、専用利用（施設の全部または一部を貸し切ること）が可能な各施設（※1）の利用申請には、以下の方法があります。

- ①窓口で直接**本**予約
- ②電話で**仮**予約
- ③インターネット（いばらき公共施設予約システム）で**仮**予約※事前登録必須

①の場合 …窓口にて神栖市運動施設専用利用許可申請書を提出することで**本**予約が完了となります。

②③の場合…**仮**予約となってしまうため、各予約から10日以内に窓口にて神栖市運動施設専用利用許可申請書を提出することで**本**予約が完了となります。

※遠方からの予約など、10日以内の来館が難しい場合は、神栖市海浜運動公園HPから申請書をダウンロードし、FAXで送信するか、郵送してください。ただし、神栖市運動施設専用利用許可書（お客様控え）は発行できません。

※市外在住の場合でも、市内在勤・在学であれば、市内料金で利用できます。申請者の記入欄に会社・学校の名称・住所・電話番号を記入し、お客様の氏名・住所・電話番号は利用責任者の記入欄に記入してください。

## 2 利用申請が可能な期間

神栖市**内**在住・在勤・在学の方は **4**か月先まで予約可能です  
（例：4月中は**8**月末まで予約可能です）

神栖市**外**在住・在勤・在学の方は **3**か月先まで予約可能です  
（例：4月中は**7**月末まで予約可能です）

### 3 キャンセル料金について

利用日の2日前から、照明料金を除いた施設利用料金の全額がキャンセル料金として発生します（屋外運動施設の天候不良によるキャンセルを除く）。事前に利用しないことが決まった場合は、事前に電話にてお知らせください。なお、キャンセル料金が発生する期間にキャンセルをした場合は、なるべく早くキャンセル料金をお支払いください。

**※無断キャンセル厳禁** 天候不良によるキャンセル時も必ずお知らせください

### 4 その他

☆仮予約なしで直接来館する場合は、すでにほかの予約が入っていて施設が利用できない場合がありますので、事前に電話で予約状況を確認することをおすすめいたします。

☆同月内の予約であれば、1件の予約として1枚の申請書で予約ができます。月に複数回の予約をする場合は、利用日時の記入欄に、すべての利用日時を記載していただければ、毎回申請書を記入する必要がなくなります。なお、利用料金のお支払いをまとめて行うことはできません。毎回利用前にお支払いください。

※1 個人利用専用施設（神栖市武道館トレーニング室、神之池パターゴルフ場、神之池レンタサイクル、神栖海浜温水プール、神栖市波崎体育館トレーニング室、神栖市土合体育館トレーニング室）を除く神栖市運動施設

神栖市運動施設指定管理者：公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社